

平成30年度

京都市における相談への対応状況(障害者やその家族からの障害を理由とする差別に関する相談)

【環境政策局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	31.1月	【聴覚, その他】 区役所へ, ろう者が大型ゴミを処理したく, 通訳者を通して電話で連絡したが, 「代理は認めません。FAXでの連絡をお願いします」との返答であった。 本人は, 文章を書くのが得意ではなく, 通訳を通したやり取りの方が正確性の高い内容のやり取りができることを理解してもらえなかった。 再度, 「聞こえる人は電話で簡潔に手続きができるのに, 不公平(不当な差別的取扱い)である」「通訳は代理ではない」ことを質したが, 「ルールですので」「当日に何かあった時の緊急連絡対応に困るので」「聞こえる家族の方からの連絡を」との返答であった。 ・代理は認めず, 家族なら離れて暮らしている人でもよいのか(理解できない)。 ・FAXを持たないろう者も増えており, 同じような人もゴミを処理してもらえない。	障害保健福祉推進室から担当課へ対応を依頼

【保健福祉局】

1	30.10月 障害保健福祉推進室が受理(終結)	【精神, 本人】 以前, 働いていた障害福祉サービス事業所において, サービス管理責任者が, 法の規定を無視して自分では個別支援計画やアセスメントの作成に携わずに他人に任せ, 対外的には自分が作成したように装っていた。 また, それだけの業務をこなしたにもかかわらず, 処遇改善の際には, 障害のない人はその対象となったが, 自分は対象外とされた。 そのほかにも不適切な運営が見受けられた。 当時, 京都市や労働局に相談し, 対応いただいたが, 引き続き, 法に基づき事業所に対する指導, 啓発等をお願いしたい。	○今後も, 法に基づき, 事業所に対する集団指導及び実地指導を適切に行うとともに, 事業者への差別解消法等の周知啓発にも取り組んでいく旨を回答した。(H30.10) ○障害福祉サービス事業所に対して, 障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に関する本市主催の講座の開催案内と併せて, 法について周知した。(H30.11)
---	----------------------------	---	---

2	30.11月 障害保健 福祉推進 室が受理 (終結)	【その他(受動喫煙症), 本人】 受動喫煙症により市内の病院に通院しているが、今年の5月に院内の待合(廊下)でタバコの煙を感じ、激しく咳込むことがあった。そのため、病院の理事長宛に「診療中の受動喫煙」の被害が起きており改善を求める意見を書面で送ったが、敷地内禁煙の実施には多くの課題が山積しているため、早急に対応することは困難である旨の書面が6月に返ってきた。 その後、9月に再度受診ために当該病院を訪れると、敷地入口付近からタバコの煙を感じ、頭痛やせき等の症状が現れた。 通り掛かり職員に喫煙所を尋ねたところ、病院建物から10m程離れた場所に木造で屋根だけの小屋を教えられたが、喫煙者の姿はなく、院内の別の場所にも喫煙所があると考えた。 以上のことから、受動喫煙防止策に必要な措置がとられているとは考えられないため、改善に向けた指導をお願いしたい。	H30.7に原則敷地内禁煙を義務付ける改正健康増進法が成立している。(2020年4月に施行。ただし、病院などの施設について2019年7月1日の施行予定)。 本市では、改正法の成立前から、改正法案の周知を各施設に行うとともに、禁煙等の状況や今後の対応方針に関する実態調査を実施している。 また、本件相談を受けて、改めて当該病院に対して受動喫煙の防止に向けた対策の実施に関する対応を求めた。病院としても屋外喫煙所の在り方について現在検討しているとの回答を得た。 今後、実態調査の結果も踏まえ、当該病院に限らず、改正法で規定する必要な措置について検討していく。
3	30.12月 障害保健 福祉推進 室が受理 (終結)	【聴覚, 本人】 市主催の式典に参加するに当たり、手話通訳を申し込んだ。 当日、手話通訳を付けてもらったのはありがたかったが、通訳者の配置が自分の席の横で、通訳を見ると、舞台が見えなかったのが、残念であった。また、式典における受賞者のビデオメッセージが流された時、会場が暗転して、通訳がよく見えなかった。 今後、式典やイベント等で手話通訳を付ける際は、配置等にも配慮いただきたい。	○相談者に、以下のとおり回答した。 ・イベント等で手話通訳を付ける際は、配置等について事前に確認するなど配慮が必要である。 ・本件は、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談として受け、事例を庁内で共有する。

【都市計画局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	30.6月 (終結)	【肢体, 家族】 京都駅八条口の貸切バス乗降場をバス2台(うち1台はリフト車)に、車イス利用者28名を含め、総勢82名で利用したが、バスに乗り始めてから、出発するまでに約1時間かかったため、利用料金が高額になった。 リフト車では、リフトで上がるまでに最短で約1分/回(平均はもっと時間がかかる。)、リフトから席に移動して固定するまでを考えると、さらに時間がかかる。 リフト車ではない場合でも、身障者を車イスから降ろして、2人で介助しながら席まで移動させることになるため、結構な時間がかかる。 障害者の利用に対して、基本料金(2,000円)に抑えるなど、合理的な配慮をしてもらいたい。	○指定管理者とも相談し、検討。(30.6月) ○相談者に対し、以下のとおり回答した。(30.8月) ・6～18時の現地係員配置時間帯に限り、車イス利用者または障害者手帳をお持ちの方が同乗するバスの利用料金の上限を2,000円とする。 ・現地での口頭申告で割引を適用する。また、予約時に予約システムで「車イス利用」等の記載で、乗降しやすい場所を確保する。 ・平成30年9月を目途とし、指定管理者で社内調整ができ次第、導入する。導入時期が正式決定すれば、再連絡するとともに、他の障害者団体に周知する。 ○平成30年10月1日から、上記の内容で割引を適用。(9月19日 他団体含め通知)

【交通局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	31.1月 障害保健 福祉推進 室が受理 (終結)	【肢体, その他】 本人は電動車いすを使用。市バスにおける乗車拒否及びプライバシーに関する相談。平成30年9月頃、運転手の腰痛を理由に2回乗車拒否にあった(2回とも同じ運転手)。電動車いすのため、スロープさえあれば介助不要の旨を伝えるが、後のバスに乗ってくださーい。の一点張りであった。また、10月に、既に乗車客が多かったこともあるかと思うが、十分な説明もなく、非常に悪い態度で乗車拒否された。 また、運転手によっては、車いすを固定しない人もいる。 運転手の接客や障害のある人への対応のあり方について、どう考えているのか教えてほしい。 あと、乗車前に降車場所を聞かれるが、周囲の人にも目的地が聞かれてしまい、プライバシーの侵害に当たるのでは。市バスには、車いす利用者専用の降車ボタンがあるにも関わらず、なぜ、降車場所を確認するのか教えてほしい。	○相談者に以下のとおり回答した。 ・一定のスペースを要する車いすの方の降車時に、正規の場所ではない所に停車しなくては安全に降車できないバス停もあり、スムーズな降車ができるよう、事前に降車場所を確認している。 ・自身の腰痛を理由に乗車拒否することは合理的な理由に基づくものではないため、今後、同様の事案が発生しないよう、車いすの方への対応について、専用の固定ベルトの利用も併せて、全運転士に改めて指導・周知する。 ・車内の混雑状況によっては、乗客に声掛けをしてもスペースを確保できないことがあり、後続車両の利用を促す際にはその理由の説明を徹底するよう、全運転士に改めて指導・周知する。 ・今後も営業所での注意喚起や研修等を実施し、利用客の立場に立った接客、接遇に努めるよう指導する。

【教育委員会】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	30.12月 (終結)	【精神, 本人】 図書館が総合福祉施設の4階に併設されているが、図書館までのアクセス方法が、「エレベーター」(1階→4階直通)しかない。 図書館に対して、精神に障害があり、また過去にエレベーターに閉じ込められた経験から、エレベーターを使用するのが困難であり、階段を使って図書館に行きたいと要望。 また、エレベーターの点検に関する相談をされ、エレベーターの非常時にすぐ対応できる専門家を常時配置しておくことを要望。	○相談者に以下のとおり対応した。 ・普段一般利用ができる階段が建物にはなく、非常階段が建物内外にあるのみ。建物内は総合福祉施設の1階に非常階段があり、施設管理者に図書館利用者がこの階段を使えないか調整を試みたが、入居者のプライバシー保護やセキュリティ面から利用は不可の旨を相談者に伝えるが納得せず。 ・図書館用のエレベーターが停止した場合の対応については、同エレベーター内の非常ボタンを押すと、1階の施設管理者の方とつながっており、そこからエレベーターの管理会社に連絡がなされることとなっている。また、エレベーターの点検記録を見せた上で、毎月点検作業を行っていることを説明するが、相談者は納得せず。 ・その後来館はないが、再度要求があった際には、建物外に設置している非常階段(普段は施錠)を特別に使用する可能性を検討する(防災上の問題や職員への負担、同じ建物の施設等の理解などの課題がある)。